

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等

(以下、「証明書等」という。)の提出、入札及び契約を電子調達システム (G E P S) で行う対象案件です。

令和 5 年 10 月 19 日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 高杉 典弘

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

○特単契第 1221 号

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 26
- (2) 購入等件名及び数量

海上保安試験研究センターほか 2 箇所で使用
する電気 (単価契約)

- (3) 調達案件及び仕様等 仕様書による。
- (4) 履行期間 令和 7 年 1 月 31 日

- (5) 履行場所 仕様書のとおり
- (6) 入札方法 単価で行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子調達システム（G E P S）の利用本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）

第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 4・5・6 年国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」の A, B, C 又は D 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

(4) 当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 電子調達システムによる場合は、電子証明書を取得していること。

(7) 競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参加者の資格に関する公示」（令和5年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先 政府電子調達（GEP S）

<https://www.geps.go.jp/> 電子調達システムヘルプデスク TEL0570-014-889

(2) 入札方式による入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3 海上保安庁総務部政務課予算執行管理室 第二契約係 千葉 将太 電話 03-3591-6361 内線 2831

(3) 入札説明書の交付方法 仕様書等（入札説明書含む）の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」から、ダウンロードする

こと。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/seifutyoutatu.html>.

また、郵送により交付を希望する者はA4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記する。）並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して(2)の係に申し込むこと。

(4) 電子調達システム及び紙入札による競争参加のために必要な証明書等の受領期限

令和5年11月20日 17時00分

(5) 電子調達システムによる入札及び紙入札による入札書の受領期限

令和5年12月11日 17時00分

(6) 開札の日時及び場所

令和5年12月12日 13時30分

海上保安庁入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格
のない者のした入札及び入札に関する条件に違反
した入札。

(4) 契約書作成の要否 要。

本業務は、契約手続にかかる書類の授受を電子調
達システムで行う対象業務である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注
者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(5) 落札者の決定方法 予決令第 79 条の規定に
基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最
低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者
とする。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: TAKASUGI Norihiro, Vice Commandant, Japan Coast Guard.

(2) Classification of the services to be procured: 26

(3) Nature and quantity of the products or service to be purchased or required.: Electricity used in Japan Coast Guard reseach center and other 2 places, contact

(4) Fulfillment term: 31. January. 2025.

(5) Fulfilment place: As shown in the tender documentation.

(6) Qualifications for participating in the tendering procedures; Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall;

(a) not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and

Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause;

(b) not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting;

(c) have Grade A to D level of interest in Sale of product in Kanto • Koshinetsu area in terms of the qualification for participating in the tenders by the Ministry of Land, Infrastructure Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2022•2023•2024.

(d) The person who is not being suspended from Transactions by the request of the officials

in charge of contract.

(e) not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.

(7) Time-limit for tender;

17:00, 11. December. 2023.

(8) Contact point for the notice: CHIBA Shota,
2nd Contract Section, Contract and Accounts
Office, Budget Division, Administration
Department, Japan Coast Guard, 2-1-3,
Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8976
Japan. TEL 03-3591-6361 ext. 2831

入札説明書

(最低価格落札方式)

契約番号：特単契第 1221 号

契約件名：海上保安試験研究センターほか2箇所で使用する電気（単価契約）

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

- 別紙－1 入札書（海上保安庁様式）
- 様式－1 紙入札方式参加願
- 様式－2 紙契約方式承諾願
- 様式－3 確認書（電子入札参加申し込み用）
- 様式－4 電子証明書変更承諾申請書
- 様式－5 期間委任状
- 様式－6 都度委任状
- 別冊 契約書（案）
- 別冊 仕様書

入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告((令和5年10月19日付))に基づく入札については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 契約担当官等
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 高杉 典弘
- 2 調達内容
 - (1) 契約件名
海上保安試験研究センターほか2箇所で使用する電気(単価契約)
 - (2) 契約内容
庁舎等で使用する電気の需給
 - (3) 履行期間
令和6年2月1日から令和7年1月31日まで
 - (4) 履行場所
仕様書のとおり
 - (5) 仕様説明会の日時等
仕様説明会は実施しない。
なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。
仕様書等に関する問い合わせ先
 - ① 〒100-8932 東京都立川市和泉町1156
海上保安試験研究センター
TEL042 - 526-5630 (内線86-223) 担当:伊藤
 - ②、③ 〒100-8932 東京都千代田区霞が関3-1-1
海上保安庁海洋情報部企画課測量船管理室
TEL03 - 3595-3602 (内線85-2210) 担当:杉村
 - (6) 入札方法
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
また、電子調達システムにより難しい者は、発注者に紙入札方式参加願及び紙契約方式承諾願を提出して紙入札方式、紙契約方式に代えるものとする。
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
 - ① 入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(kW単価、同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価、同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、当庁が提示する契約電力及び予定使用電力量の予定総価を入札金額とすること。
※入札書に記載する金額については、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。
この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。
 - (7) 入札保証金及び契約保証金 免除
 - (8) 契約形態は、予定数量に対する単価契約とする。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (5) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法
入札参加希望者は、4（5）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る）
また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式4）又は都度委任状（様式5）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

- (2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法
電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Ver10形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2000形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2000形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- (3) ファイル圧縮方法の指定
ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。(自己解凍方式は不可)
- (4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書(写)」のみを、1つのファイルとして(例えばPDF形式のファイル)まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者に手渡すこと。
直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による提出をすることが出来る。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。
なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

- (5) 証明書等の提出期限 令和5年11月20日 17時00分

各提出書類の提出先は次のとおりです。

○電子調達システムにより入札参加する場合

- ・確認書(電子入札用)(電子調達システムにより提出)
- ・資格審査結果通知書(写)(電子調達システムにより提出)
- ・電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明できる書類(提出先下記5(2))
- ・本調達案件に対応する自社の電気需給約款(提出先下記5(2))

○紙入札により入札参加する場合

- ・紙入札方式参加願(紙入札用)(提出先下記5(2))
- ・資格審査結果通知書(写)(提出先下記5(2))
- ・電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明できる書類(提出先下記5(2))
- ・本調達案件に対応する自社の電気需給約款(提出先下記5(2))

- (6) 証明書等審査結果の通知

4(1)により提出された証明書等の審査結果を、令和5年11月27日までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

5 入札書及び関係書類の提出場所等

(1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。

ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。

電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889

(2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係 千葉 将太

TEL03-3591-6361

内線 2831

(3) 入札説明書（仕様書等添付）の交付期間

令和5年10月19日 から 令和5年11月20日

まで

(4) 入札書の提出期限

令和5年12月11日

17時00分

(5) 入札書の提出方法

① 電子調達システムによる場合

ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、予定数量に対する総価で入札しなければならない。

c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。

(電子認証書を取得している者であること。)

ウ 入札書等の提出

a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。

b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任を受けた者の電子証明書に限る。

② 紙による入札の場合

ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、予定数量に対する総価で入札しなければならない。

c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。

d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載しなければならない。

e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
海保株式会社 東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長） ○○ ○○ 印

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。
- b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。
 - ア 委任状が提出されていない代理人のした入札
 - イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
 - ウ 記名（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
 - エ 金額を訂正した入札
 - オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札
 - カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札
 - キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあつては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札
 - ケ 競争参加資格のあるものであつても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札
- ② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。
不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。
なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式4）を提出すること。
また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

- (8) 開札の日時及び場所
日時：令和5年12月12日 13時30分
場所：海上保安庁入札室
- (9) 開札
- ① 電子調達システムによる場合
- ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ② 紙による場合
- ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。
この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項
入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。
また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (3) 落札者の決定方法
- ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とする事ができる。

- ② 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。
落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。
- ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
- イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。
- (4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある）
- ① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。
- (5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い
- 電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする
- すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。
- ①天災
②広域・地域的停電
③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
④その他、時間延長が妥当であると認められた場合
（ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）
- 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

(6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

(7) 支払条件は履行完了後、毎月払いとする。

(8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>

(9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(10) 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう務めること。

入札書

一金

ただし 海上保安試験研究センターほか2箇所で使用する電気（単価契約）

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

（注）1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

紙入札方式参加願

(特単 1221)

1. 発注件名 海上保安試験研究センターほか2箇所で使用する電気(単価契約)

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000~999の任意の
3桁の数字を記載する。

紙契約方式承諾願

1. 件 名 海上保安試験研究センターほか2箇所で使用する電気（単価契約）

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、
紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

(様式-3) 一般競争入札方式

○宛 先: 海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

確認書

件名: 海上保安試験研究センターほか2箇所で使用する電気(単価契約)

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

企業名称

代表者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用するICカード券面の番号を記入してください。

【ICカード券面の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く

10桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左詰め記入。枠不足の際は、追加してください。)

*今回限定した上記のICカード以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となる場合があります。

*上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

(担当者連絡先)※押印省略する場合も、担当者のメールアドレスは必ず記載してください。

担当者名:

電話番号:

メールアドレス:

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式3)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

様式 5

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

委任事項

令和 年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 高杉 典弘 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

様式 6

都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

「件名：海上保安試験研究センターほか2箇所で使用する電気（単価契約）」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

令和 年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 高杉 典弘 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

契 約 書

支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 高杉 典弘（以下「発注者」という。）は、
（以下「受注者」という。）と、海上保安試験センターほか2箇所を使用する電気（単
価契約）の需給について下記条項により契約を締結する。

記

（契約の目的）

第1条 受注者は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は次のとおりとする。

（基本料金）

需要場所	基本料金 (1kWにつき) (税込)
①海上保安試験研究センター	円
②有明船艇基地	円
③台場官庁船専用棧橋	

（電力量料金）

需要場所	時間等	従量料金単価 (1Kwhにつき) (税込)
①海上保安試験研究センター	夏季	円
	その他季	円
②有明船艇基地 ③台場官庁船専用棧橋	夏季ピーク	円
	夏季平日昼間	円
	他季平日昼間	円
	夜間・休日	円

※①の従量料金の時間・曜日・休日については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の定義に準じる。

②及び③の従量料金の時間・曜日・休日については、下記の通りの定義とする。

夏 季 ピ ー ク 令和6年7月1日から令和6年9月30日までの期間における、
毎日午後1時から午後4時までの時間とする。

ただし、下記の休日等に定める日の該当する時間を除く。

夏季平日昼間 令和6年7月1日から令和6年9月30日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間とする。ただし、夏季ピーク及び下記の休日等に定める日の該当する時間を除く。

他季平日昼間 夏季期間を除く毎日午前8時から午後10時までの時間（休日等除く）

夜間時間 夏季ピーク、夏季平日昼間及び他季平日昼間以外の時間とする。

休日等 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日とする。

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要があるときは、発注者受注者協議の上契約金額を改定することができる。

（需要場所及び期間）

第3条 受注者が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

(1) 供給場所

①東京都立川市泉町1156

②東京都港区台場1-3-1

③東京都港区台場1-4

(2) 供給期間

令和6年2月1日から令和7年1月31日

（契約保証金）

第4条 発注者は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委任等の禁止）

第5条 受注者は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

（使用電力量の増減）

第6条 発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力）

第7条 各月の契約電力は、次の各号に該当する場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(1) 契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む1月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るとき。

(2) 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきとき。

（計量及び検査）

第8条 計量日は毎月1日とし、受注者は一般送配電事業者から受領した検針の結果を原則として、電磁的方法により発注者へ通知し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

（料金の算定）

第9条 料金の算定は1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）ごとに、その使用電力量等により行う。

（料金の請求及び支払）

第10条 受注者は、第8条に定めた検査終了後、第2条の規定に基づき支払請求書を作成（円未満の端数切り捨て）し、対価の支払いを発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定により適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に受注者に対価を支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第11条 発注者は、第10条の約定期間内に契約金額を受注者に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等発注者の責に帰すことのできない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

（事情変更）

第12条 発注者及び受注者は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適當となったと認められる場合には、発注者受注者協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者受注者協議の上書面により定めるものとする。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金）

第13条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域のみなし小売電気事業者が定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

（契約の解除）

第14条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 正当な事由により解約を申し出たとき。
- 三 本契約の履行に関し、受注者又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。
- 四 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は、本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。

2 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて発注者等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

- 第15条 受注者は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに受注者、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第14条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 発注者は、受注者が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金)

- 第16条 天災その他不可抗力の原因又は第14条第1項第2号の規定によらないで受注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
- 2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措

置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

3 受注者が前二項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（損害賠償）

第17条 発注者は、第14条第2項、第3項又は第15条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第14条第2項、第3項又は第15条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（表明確約）

第18条 受注者は、第14条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第19条 受注者は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（秘密の保全）

第20条 受注者は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

（債権譲渡の禁止）

第21条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和55年政令

第22号) 第5条第1項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第22条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、受注者の定める電気需給約款によるほか、発注者受注者協議の上、解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者	住所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 高杉 典弘

受注者	住所	
	氏名	

仕様書

1 件名

海上保安試験研究センターほか2箇所で使用する電気（単価契約）

2 供給期間

令和6年2月1日00:00～令和7年1月31日24:00

3 供給場所

(1) 海上保安試験研究センター（東京都立川市泉町1156）

業種及び用途 官公署（事務棟及び試験研究棟）

(2) 有明船艇基地 受変電所（東京都港区台場1-3-1）

業種及び用途 官公署（船舶の陸上電源供給）

(3) 台場官庁船専用棧橋 受変電所（東京都港区台場1-4）

業種及び用途 官公署（船舶の陸上電源供給）

※（2）及び（3）は、海上保安庁所属船舶へ電力を供給する設備

4 仕様

(1) 海上保安試験研究センター

① 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数及び受電方式

ア 供給電気方式 交流3相3線式

イ 供給電圧（標準電圧） 6,000ボルト

ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000ボルト

エ 標準周波数 50ヘルツ

オ 受電方式 1回線受電方式

カ 蓄熱式負荷設備の有無 無

② 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力

125kW

各月の契約電力は、その1ヶ月の最大需要電力と過去11ヶ月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とする。

イ 予定使用電力量

268,719kWh

月別の予定使用電力量は、別紙1のとおり。

③ 電力量等の検針

自動検針装置 有

電力会社の検針方法 通信設備による自動検針
計量器の構成 電力需給用複合計器（通信機能付）

④ 需給地点

需要場所における東京電力株式会社の敷設した供給用配電箱内の東京電力株式会社の母線と海上保安庁海上保安試験研究センターの断路器電源側接続点。

⑤ 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

⑥ 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ

⑦ 当庁の供給に係る設備

ア 力率は、供給期間において100パーセントを保持する予定。

イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

ウ 非常用自家発電設備500キロボルトアンペア×1台を有している。

(2) 有明船艇基地 受変電所

① 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数及び受電方式

ア 供給電気方式 交流3相3線式

イ 供給電圧（標準電圧） 6,000ボルト

ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000ボルト

エ 標準周波数 50ヘルツ

オ 受電方式 1回線受電方式

カ 蓄熱式負荷設備の有無 無

② 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力

163kW

各月の契約電力は、その1ヶ月の最大需要電力と過去11ヶ月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とする。

イ 予定使用電力量

511,497kWh

月別の予定使用電力量は、別紙2のとおり。

ただし、船舶が有明船艇基地において使用する電力量のため、行動により使用電力量は大きく変動することがある。

③ 電力量等の検針

自動検針装置 有

電力会社の検針方法 遠隔自動検針

計量器の構成 電力需給用複合計器（通信機能付精密扱）

- ④ 需給地点
需要場所にある東京電力株式会社の供給用配電箱内の断路器接続点
- ⑤ 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- ⑥ 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点と同じ
- ⑦ 当庁の供給に係る設備
 - ア 力率は、供給期間において100パーセントを保持する予定。
 - イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(3) 台場官庁船専用棧橋 受変電所

- ① 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数及び受電方式
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧（標準電圧） 6,000ボルト
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000ボルト
 - エ 標準周波数 50ヘルツ
 - オ 受電方式 1回線受電方式
 - カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
- ② 契約電力及び予定使用電力量
 - ア 契約電力
265kW
各月の契約電力は、その1ヶ月の最大需要電力と過去11ヶ月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とする。
 - イ 予定使用電力量
619,133kWh
月別の予定使用電力量は、別紙3のとおり。
ただし、船舶が台場官庁船専用棧橋において使用する電力量のため、行動により使用電力量は大きく変動することがある。
- ③ 電力量等の検針
 - 自動検針装置 有
 - 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
 - 計量器の構成 電力需給用複合計器（通信機能付精密扱）
- ④ 需給地点
需要場所にある東京電力株式会社の供給用配電箱内の断路器接続点
- ⑤ 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- ⑥ 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点と同じ

⑦ 当庁の供給に係る設備

ア 力率は、供給期間において100パーセントを保持する予定。

イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

5 共通事項

(1) 各月の電気料金の算定方法は、基本料金について力率割引又は割増を行う場合及び電気量料金について燃料費調整を行う場合には、関東管内のみなし小売電気事業者が定める標準供給条件（電気需給約款）によるものとし、これによりがたい場合は協議する。

なお、入札価格の算定にあつては、力率100パーセントとし、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金及び電気・ガス価格激変緩和対策事業による補助金は考慮しないこと。

(2) 電気料金及びその他を計算する場合の単位と端数処理は、次のとおりとする。

① 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

② 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

③ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

④ 電気料金の算定にあたり、単位は1円とし、小数点以下の端数は切り捨てる。

⑤ 消費税及び地方消費税の算定にあたり、単位は1円とし、小数点以下の端数は切り捨てる。

(3) 本仕様書に定めのない供給条件については、関東管内のみなし小売電気事業者が定める標準供給条件（電気需給約款）等をもとに協議するものとする。

6 その他

(1) 検針終了後、電気使用量等を当庁担当職員に通知すること。

(2) 支払は毎月払いとし、供給場所毎に請求書を発行すること。

(3) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

海上保安試験研究センター

年月	契約電力 (kw)	使用電力量 (kwh)	
令和 6 年 2 月	94	20,671	令和 5 年 2 月実績
令和 6 年 3 月	64	20,143	令和 5 年 3 月実績
令和 6 年 4 月	50	18,011	令和 5 年 4 月実績
令和 6 年 5 月	76	18,218	令和 5 年 5 月実績
令和 6 年 6 月	84	20,390	令和 5 年 6 月実績
令和 6 年 7 月	125	26,533	令和 5 年 7 月実績
令和 6 年 8 月	115	30,568	令和 5 年 8 月実績
令和 6 年 9 月	99	22,854	令和 4 年 9 月実績
令和 6 年 10 月	78	21,353	令和 4 年 10 月実績
令和 6 年 11 月	64	20,827	令和 4 年 11 月実績
令和 6 年 12 月	90	24,241	令和 4 年 12 月実績
令和 7 年 1 月	104	24,910	令和 5 年 1 月実績
予定	125	268,719	

有明船艇基地 受変電所

年月	契約電力(kw)	使用電力量(kwh)	その他季昼間時間(kwh)	夏季昼間時間(kwh)	夜間/休日(kwh)	ピーク時間(kwh)	
令和6年2月	88	28,846	13,103		15,743		令和5年2月実績
令和6年3月	95	43,289	20,865		22,424		令和5年3月実績
令和6年4月	99	49,921	22,863		27,058		令和5年4月実績
令和6年5月	104	39,520	16,735		22,785		令和5年5月実績
令和6年6月	127	50,820	27,862		22,958		令和5年6月実績
令和6年7月	107	49,051		18,162	26,014	4,875	令和5年7月実績
令和6年8月	163	87,717		34,759	43,326	9,632	令和5年8月実績
令和6年9月	123	33,792		11,961	18,672	3,159	令和4年9月実績
令和6年10月	137	43,061	20,358		22,703		令和4年10月実績
令和6年11月	89	33,371	16,267		17,104		令和4年11月実績
令和6年12月	64	28,280	12,638		15,642		令和4年12月実績
令和7年1月	86	23,829	5,642		18,187		令和5年1月実績
予定	163	511,497	156,333	64,882	272,616	17,666	

ピーク時間 7月1日から9月30日までの期間における毎日午後1時から午後4時までの時間（休日等は除く）

夏季昼間期間 7月1日から9月30日までの期間における毎日午前8時から午後10時までの時間（ピーク時間、休日等除く）

その他季昼間時間 夏季期間を除く毎日午前8時から午後10時までの時間（休日等除く）

夜間時間 ピーク時間、夏季昼間時間及びその他季昼間時間以外の時間

休日等 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

台場官庁船専用棧橋 受変電所

年月	契約電力(kw)	使用電力量(kwh)	その他季昼間時間 (kwh)	夏季昼間時間 (kwh)	夜間/休日 (kwh)	ピーク時間 (kwh)	
令和 6 年 2 月	166	37,204	16,900		20,304		令和 5 年 2 月実績
令和 6 年 3 月	173	59,406	28,633		30,772		令和 5 年 3 月実績
令和 6 年 4 月	209	71,829	32,896		38,933		令和 5 年 4 月実績
令和 6 年 5 月	194	45,811	19,399		26,412		令和 5 年 5 月実績
令和 6 年 6 月	223	57,375	30,812		26,563		令和 5 年 6 月実績
令和 6 年 7 月	222	66,451		24,804	34,733	6,914	令和 5 年 7 月実績
令和 6 年 8 月	265	78,883		31,034	39,036	8,814	令和 5 年 8 月実績
令和 6 年 9 月	265	67,130		24,444	35,882	6,804	令和 4 年 9 月実績
令和 6 年10月	84	10,685	4,079		6,606		令和 4 年10月実績
令和 6 年11月	110	33,599	15,877		17,722		令和 4 年11月実績
令和 6 年12月	169	64,781	28,949		35,832		令和 4 年12月実績
令和 7 年 1 月	172	25,979	6,151		19,828		令和 5 年 1 月実績
予定	265	619,133	183,696	80,282	332,623	22,532	

ピーク時間 7月1日から9月30日までの期間における毎日午後1時から午後4時までの時間（休日等は除く）

夏季昼間期間 7月1日から9月30日までの期間における毎日午前8時から午後10時までの時間（ピーク時間、休日等除く）

その他季昼間時間 夏季期間を除く毎日午前8時から午後10時までの時間（休日等除く）

夜間時間 ピーク時間、夏季昼間時間及びその他季昼間時間以外の時間

休日等 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日